下関市介護予防・日常生活支援総合事業に係るＱ＆Ａ【手続、運営基準、報酬関係】

【１．手続関係】

Ｑ１　介護予防通所介護よりも予防給付型の方が単価が安いが、利用者が費用の関係で予防給付型の利用を希望する場合、サービスを移行しなければならないのか。

本市においては、利用者や事業所の混乱を避け、円滑な制度移行を図るため、段階的に総合事業サービスへ移行することとしております。

平成２９年３月３１日時点で介護予防通所介護を利用している方については、原則、要支援認定の満了期間まで介護予防通所介護の利用を継続することとなります。

Ｑ２　現在、介護予防通所介護を利用している方には、どのタイミングで重要事項の説明を行うのか。

平成２９年３月３１日までに要支援認定を受けている方については、要支援認定の有効期間満了後、又は総合事業を利用するようケアプランを変更した段階で、介護予防通所介護から総合事業サービスに移行することになります。

したがって、利用者ごとに移行のタイミングが異なりますので、各利用者が総合事業サービスの利用を開始するまでに、重要事項説明書を交付し説明してください。

Ｑ３　予防給付型のみなし指定を受けている事業所は、次回更新時（平成３０年２月２８日提出）までに定款を変更すれば良いとのことだが、介護予防通所介護は平成３０年３月３１日まで存続するため、これらの記載を削除しないようにしなければならない。定款の変更はどのタイミングで行えば良いか。

定款については、次回更新時（平成３０年２月２８日提出）までに、総合事業に係る記載を事業目的に追加してください。既に通知しております平成２９年２月９日付下長第３８７号、「介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う定款等の変更について」の記載例のとおり、「介護予防通所介護及び第１号通所事業」と記載することで、平成３０年３月３１日までの介護予防通所介護も提供可能です。

なお、その後の変更については、各法令に基づき、必要に応じて行ってください。

Ｑ４　予防給付型のみなし指定を受けている事業所は、次回更新時（平成３０年２月２８日提出）までに定款を変更すれば良いとのことだが、予防給付型以外の生活維持型等を行う場合もみなし指定の更新時で良いか。

予防給付型以外の生活維持型等の事業は新たな事業となりますので、事業開始時までに定款の変更が必要になる場合があります。ただし、定款の変更に時間を要する場合もあると思われますので、指定申請書と同時の提出が難しい場合には、申請書提出の際に

お申出ください。

Ｑ５　総合事業の開始に伴い、運営規程や重要事項説明書の作成が必要か。また、現在実施している通所介護事業（地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業を含む）のものと一体で作成しても良いか。

提供するサービスが異なるため、総合事業の運営規程や重要事項説明書について、新たに作成する必要があります。

なお、利用申込者やその家族に対し、サービス内容や１回当たりのサービス費に応じた利用料等につき、それぞれの内容を明確に区分して説明できるのであれば、通所介護事業（地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業を含む）のものと一体で作成することは差し支えありません。

Ｑ６　運営規程、重要事項説明書等について、総合事業のものを通所介護事業（地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業を含む）のものと一体で作成する場合、介護保険課事業者係に指定事項等変更届の提出が必要か。

運営規程や定款の変更が、総合事業の文言追加による変更のみの場合、介護保険課事業者係に指定事項等変更届の提出は必要ありません。また、重要事項説明書及び契約書の変更については、届出事由に該当しないため、その他内容に変更があった場合についても、届出の必要はありません。

Ｑ７　現在の二次予防事業の介護予防支援通所や教室は、毎月市へ実績報告書を提出していたが、今後請求が国保連になると市への実績報告書は不要か。

市に対する実績報告書は不要です。

Ｑ８　介護予防支援にて行っていた利用者の評価は、介護予防・日常生活支援総合事業ではどうなるのか。

現在の介護予防通所介護と同様、サービス計画の期間が終了するまでに、少なくとも１回は実施状況の把握や評価を行い、利用者又はその家族に説明及び担当ケアマネージャーへの報告を行ってください。

【２．運営基準関係】

Ｑ９　通所介護の事業所規模の区分について、予防給付型及び生活維持型の利用者は計算に含めるのか。

予防給付型の利用者は、現在の介護予防通所介護の利用者と同様の計算方法により、計算に含めます。

生活維持型の利用者は、計算に含めません。

Ｑ１０　生活維持型について、営業日における利用者が０人である場合、人員配置はどうすれば良いか。

利用者がいない営業日は、従事者を配置する必要はありませんが、来所及び電話による相談や申込等受付が可能な体制としてください。

Ｑ１１　同一の事業所で複数の総合事業（予防給付型、生活維持型、運動機能特化型）を実施する場合、それぞれに人員配置が必要となるのか。

各サービスの単位ごとに人員配置が必要になります。

Ｑ１２　予防給付型及び生活維持型における看護職員又は機能訓練指導員が行う業務について、訪問看護事業所との連携により、訪問看護事業所の看護職員が行うことが可能か。

予防給付型において配置が必要な看護職員については、現行の介護予防通所介護と同様に、訪問看護事業所との連携により、看護職員が予防給付型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、確保されているものとします（当該連携により予防給付型サービス事業所の職務に従事している時間は、訪問看護事業所の勤務時間から除く）。

予防給付型及び生活維持型において配置が必要な機能訓練指導員については、看護職員とは異なり、各事業所の従業者である必要があります。なお、同一の従業者が、各事業所でそれぞれ勤務時間を分けて勤務することは可能です（この場合、各事業所において非常勤扱いとなります）。

【３．報酬関係】

Ｑ１３　選択的サービス複数実施加算を算定する場合、欠席が多い参加者の加算は算定可能か。また、選択的サービス複数実施加算を算定しない場合、他の加算の算定は可能か。

選択的サービス複数実施加算については、利用者に対し、いずれかの選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を週１回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは１月に２回以上行うこととされているため、下の（１）及び（２）の場合は、算定できません。

（１）利用中止や隔週利用等により、選択的サービスを週１回以上実施できなかった場合
（２）利用中止や隔週利用等により、いずれの選択的サービスも月に２回未満しか実施できなかった場合
（例１）隔週利用で、利用回数が月２回の利用者に対し、利用日ごとに選択的サービスを実施し、かつ、同一日内に複数の選択的サービスを実施
⇒選択的サービスを週１回以上実施していないため算定不可
（例２）月の第３週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第３週目と第４週目に選択的サービスを実施し、そのうち１回は、同一日内に複数の選択的サービスを実施
⇒選択的サービスを週１回以上実施していないため算定不可

また、以上の場合であっても、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定することは可能です。

Ｑ１４　急な利用中止となった場合、キャンセル料を徴収しても良いか。

事前に運営規程に定め、重要事項説明の際に同意を得ているのであれば可能です。
なお、一定回数以上を利用し、月額包括報酬となった場合は徴収できません。

Ｑ１５　予定されていたサービス利用日を変更することは可能か。その場合、週を超えての利用日の振替えとなり、１週間当たりの利用回数が、本来定められた回数を超える週があっても良いか。

利用者の担当ケアマネジャーが必要性を認めるのであれば、週を超えての振替えを含め、サービス利用日の変更が可能です。その結果、「週１回程度」利用の方について、週０回や週２回になる週が発生することは差し支えありませんが、報酬については、実際のサービス利用実績に基づき請求を行ってください。

Ｑ１６　予防給付型について、報酬は回数単価となっているが、同一建物減算は月額単価であり、月途中の転居や入院等の理由で月１回の利用となった場合、減算額が報酬を上回る場合がある。このような場合、請求はどうすれば良いか。

予防給付型の同一建物減算については、国の示すコード表のとおり、月単位減算コードしかありませんので、そのサービスコードを使用して請求していただくようになります。

なお、減算によりマイナスが生じる場合は、各基本サービス日に各種加算減算を加えた１月当たりの各サービス種類の総単位数がゼロとなるまで減算してください。

Ｑ１７　要支援１の場合、予防給付型の単価報酬で、月４回超の場合、1,647 単位/月（上限）と説明にあるが、４回以上だと、378 単位/回の単位数で、５回以上が月の単位数と考えて良いか。

貴見のとおりです。４回までが回数に応じての単位数となり、５回以上が月額包括単位となります。

Ｑ１８　介護予防ケアマネジメントで週１回のサービスが位置付けられていた場合も、５週の月は、提供票には月５回になる場合があるが、その時には回数の単位ではなく、月の単位で算定しても良いのか。

貴見のとおりです。その月の提供実績に応じた単位数を算定してください。

Ｑ１９　ケアマネジャーの介護予防提供票で５回以上の利用が予定されていた場合、体調不良等利用者の都合で４回以下になれば、月の単位ではなく、回数の単位で算定するのか。

貴見のとおりです。その月の提供実績に応じた単位数を算定してください。